2025年度県本部政策担当者会議

議事次第

山﨑副委員長あいさつ

<協議・報告事項>

I 働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の 完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方と 組織討議について(案)

https://youtu.be/QqE90Fz2XTc

上記説明動画において、本文資料と別冊資料で重複する内容についての説明は 割愛しているため、本文資料説明、別冊資料説明ともにご視聴いただくよう お願いいたします。また、第9回政策委員会後に資料を修正しているため、 動画内の資料と添付資料は一部異なることにご留意ください。

- Ⅲ 「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方(案)」に対する自治労の考え方(素案)について
- Ⅲ 自治体DXにかかわる職場課題の集約について

<その他>

全日本自治団体労働組合

協議・報告事項1

【重点分野-2】働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の 完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方と組織討議について (案)

I. 主旨

2025 年年金制度改革に向けた社会保障審議会年金部会・医療保険部会における議論に向けて、「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する連合としての検討の方向性(素案)」を踏まえ、連合の考え方を提案する。

今後、構成組織・地方連合会における組織討議の結果を踏まえ、考え方を確立する。

Ⅱ. 背景

- ○連合は第9回中央執行委員会(2024.6.20)にて、「公的年金制度の見直しに対する 連合の対応について」を確認した。
- ○厚生労働省は 2024 年 7 月 3 日に「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の 在り方に関する懇談会」の「議論の取りまとめ」、および 2024 年財政検証結果を公 表し、連合は 7 月 4 日に談話を発出した。
- ○2025 年年金制度改革に向けて、社会保障審議会年金部会・医療保険部会における議論が本格化する中で、「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する連合としての検討の方向性(素案)」を踏まえ、働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方を確立する必要がある。
- 〇この間、社会保障政策担当者会議で議論を積み重ねたうえで、ジェンダー平等・多様性推進委員会(7月31日)、政策委員会(8月5日)などで考え方に関する議論を深めた。

Ⅲ. 組織討議

8月22日(木)第11回中央執行委員会で確認後、@RENGOにて本文資料、別冊資料、 説明動画、意見集約フォーマットを発信し、9月27日(金)まで組織討議に諮る。

Ⅳ. 組織討議後の取り扱い

組織討議の結果を踏まえ、「働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方」を中央執行委員会(2024.10.18)で確認する。また、確認した考え方にもとづき、「公的年金制度の見直しに対する連合の対応について その2(案)」などの追加提案を行う。

社会保障構想の点検・見直し(年金・所得保障など)については、引き続き社会保 障政策担当者会議において議論を進める。

V. 今後のスケジュール

8月22日(木) 第11回中央執行委員会

~9月27日(金) 組織討議

10月18日(木) 第13回中央執行委員会(考え方の確認)

本文資料

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、 第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案)

I. 基本的な考え方(別冊 pl)

就労を阻害せず働き方などに中立的な制度の構築をめざす。

「就労を阻害せず」とは、いわゆる収入の壁(社会保険の被扶養基準や企業の配偶者手当)などにより働き方に制限が生まれないような制度を構築することを意味する。特に、本来は労働時間を伸ばすことができる、または伸ばしたいが、壁があることで労働時間を伸ばすことができない、または伸ばしたくないと労働者が考えることを防ぐことが重要である。

また、「働き方などに中立的な制度」とは、本人・配偶者(法的に婚姻関係でない場合を含む)について、以下どのような点においても中立的な制度をめざすことを意味する。

- ・働き方(有期・無期などの雇用形態)
- ・勤務先(法人または個人事業所、業種、企業規模など)
- ・労働時間
- ・収入
- ・ライフスタイル

上記を踏まえ、以下の考え方にもとづき、全被用者への被用者保険の完全適用と第3号被保険者廃止を実現する。なお、本文において被用者保険とは、厚生年金保険、健康保険等(健康保険組合や共済組合)を指す。

1. 全被用者への被用者保険の完全適用

雇用形態、勤務先、労働時間、収入などにより被用者保険の適用有無が変わる現行制度は不合理である。中立的な社会保険制度をめざし、すべての被用者に被用者保険を適用すべきである。

2. 第3号被保険者制度廃止

働き方やライフスタイルが多様化する中で、配偶者の働き方などにより第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は、中立的な社会保険制度とはいえない。また、制度上の男女差はないものの、現状は第3号被保険者の大半を女性が占めていることから、女性のキャリア形成を阻害し、男女間賃金格差を生む原因の一つと考えられる。社会保険の原理原則や負担と給付の関係性も踏まえ、第3号被保険者制度は廃止すべきである。

Ⅱ. 全被用者への被用者保険の完全適用

全被用者への被用者保険の完全適用を実現するためには、短時間労働者が被用者保険に適用となる各要件、個人事業所で働く被用者が被用者保険に適用となる各要件を撤廃する必要がある。

- 1. 短時間労働者が被用者保険に適用となる各要件に対する考え方 (別冊 p2~3)
- ○企業規模要件(2024年10月から51人以上)を撤廃し、すべての企業規模に拡大する。
- ○労働時間要件(週所定労働時間 20 時間以上)を撤廃し、被用者として少しでも労働していれば被用者保険を適用する。
- ○賃金要件(月額賃金 8.8 万円以上)を撤廃し、被用者として働き、少しでも賃金が 支払われていれば被用者保険を適用する。
- ○学生除外要件の撤廃については、将来的な検討課題とする。

2. 個人事業所で働く労働者が被用者保険に適用となる各要件の撤廃(別冊 p4)

○個人事業所にかかる業種の要件(現行制度は常時雇用する従業員が5人以上であっても、非適用業種であれば非適用事業所)、常時雇用する従業員の人数要件(現行制度は5人未満の場合は業種に関わらず非適用事業所)を撤廃し、農業や漁業などの業種、雇用する人数に関わらず、個人事業所で働くすべての被用者に被用者保険を適用する。

3. 複数就業者の適用要件の見直し

○労働時間要件や賃金要件について、単一事業所で満たさない場合に適用対象外となっている現行制度を見直し、単一事業所で満たさなくても複数事業所で満たす場合には被用者保険を適用する。

4.「曖昧な雇用」で働く人への対応

- ○労働者性が認められる場合には確実に被用者保険を適用するとともに、社会実態に 合わせて労働者概念の見直しを行い、被用者保険に適用される範囲を拡大する。
- 5. 中立的な社会保険制度をめざすうえでのその他の論点(参考)
- ○所得比例年金制度の構築をめざし、自営業者等の所得捕捉の仕組みを確立したうえで、すべての人が所得に応じて保険料を支払う仕組みとする。
- ○基礎年金の給付水準の底上げや最低保障年金制度の構築に向けて、国庫負担割合 (現行 1/2) の引き上げにより財源を確保する。

6. 被用者保険の完全適用による影響(別冊 p5)

被用者保険の完全適用により、労働者や企業、年金財政や医療保険財政などに生じ 得る様々な課題については、別途対応を検討する。

Ⅲ. 第3号被保険者制度廃止(廃止イメージは別冊 p6)

第3号被保険者制度廃止に向けては、制度廃止時点の年金受給者や第3号被保険者の受給権に留意しつつ、段階的に改正する必要がある。第一段階にて経過措置を設け、第二段階にて第3号被保険者制度を完全廃止し、自営業者等の所得捕捉の仕組み、国庫負担割合の引き上げにより、所得比例年金・最低保障年金制度の構築をめざす。

1. 当面の考え方(別冊 p7)

以下の考え方にもとづく改正により、第 3 号被保険者(健康保険等被扶養配偶者) を縮小する。

- ○将来的な廃止を明示する。
- ○企業規模要件、労働時間要件、賃金要件の撤廃・引き下げを行う。
- ○社会保険の被扶養者の収入基準を年間収入 130 万円未満(かつ被保険者の年間収入 の 2 分の 1 未満)から、給与所得控除の最低保障額(55 万円)未満に見直す。

2. 第一段階(別冊 p7)

以下の考え方にもとづく改正により、第 3 号被保険者(健康保険等被扶養配偶者)の大幅な減少とともに、個人事業所勤務者、複数事業所勤務者、労働者性が認められるフリーランス等を含め、被用者はすべて被用者保険の適用となる。また、社会保険の被扶養者は無就業・無収入の親族のみとなる。

- ○新たに第3号被保険者になることができない制度とする。
- ○5 年程度の完全廃止までの期間を設けるとともに、既第 3 号被保険者は以下の制度 とする。要件を満たさない第 3 号被保険者は第 1 号被保険者となる。その際、世帯 単位で見て低所得者への年金保険料の減免措置を設ける(現行の措置の拡充)。
 - ・第3号被保険者の配偶者に「年収850万円未満」または「所得が655万5000円 未満」との所得制限を設ける(遺族年金の生計維持要件と同様)。
 - ・第3号被保険者本人に、子ども(18歳の誕生日の属する年度末まで、または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある婚姻していない子どもに限る)を養育する親との要件を設ける(遺族基礎年金の受給要件と同様)。
- ○個人事業所に関わる要件、短時間労働者の適用に関わる企業規模要件、労働時間要件、賃金要件撤廃により被用者保険の完全適用を実現する。同時に社会保険の被扶養者の収入基準を撤廃する。

3. 第二段階 (別冊 p8)

以下の考え方にもとづく改正により、第3号被保険者制度を完全廃止する。被用者 ではない第3号被保険者は第1号被保険者に区分する。

- ○過去に第3号被保険者期間があった受給者の年金は減額しない。
- ○完全廃止時点で第3号被保険者である人、受給者ではないが過去に第3号被保険者であった期間がある人について、第3号被保険者としての加入期間にかかる将来の基礎年金は減額せず、受給資格期間にも含める。
- ○20 歳以上の健康保険等被扶養者(無就業・無収入の親族)は国民健康保険に加入する。
- ○公的年金制度における次世代育成支援の観点で、育児期間中の社会保険料免除措置 を拡大(例:「子が小学校入学までの期間」など)する。
- ○様々な事情により働くことができず無年金となる人、受給資格期間を満たしたとしても低年金の人に対しては、生活手当(仮称)などの加算で対応する。

Ⅳ. 実現に向けたスケジュールのイメージ (別冊 p9)

5年に一度の財政検証を踏まえ、2025年改正、2030年改正、2035年改正において被用者保険の完全適用と第3号被保険者制度の廃止を進め、その後の将来的な改正において所得比例年金・最低保障年金制度の構築をめざす。なお、労働者性が認められるフリーランス等への被用者保険の適用については、改正に関わらず、着実な適用を進める。

提出期限: 2024 年 9 月 27 日 (金)

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、 第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案) 意見集約フォーマット

第 11 回中央執行委員会 (2024.8.22) で確認した、「【重点分野 - 2】働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第 3 号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方と組織討議について」にもとづき、各構成組織・地方連連合会において組織討議を実施いただき、ご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

— I III II II I	
構成組織・ 地方連合会名	
記入者(担当者)	
記入日	

◆内 容

テーマ	全被用者への被用者保険の完全適用
意見	
テーマ	第 3 号被保険者制度廃止
意見	

テーマ	その他
意見	

以 上

別冊資料

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案)







1. 基本的な考え方

就労を阻害せず働き方などに中立的な制度の構築をめざす。

▶ 就労を阻害せず

いわゆる収入の壁などにより働き方に制限が生まれないような制度を構築する。

▶ 働き方などに中立的な制度

本人・配偶者について、以下どのような点においても中立的な制度をめざす。

- ・働き方(有期・無期などの雇用形態)
- ・勤務先(法人または個人事業所、業種、企業規模など)
- •労働時間
- •収入
- ・ライフスタイル

全被用者への被用者保険の完全適用

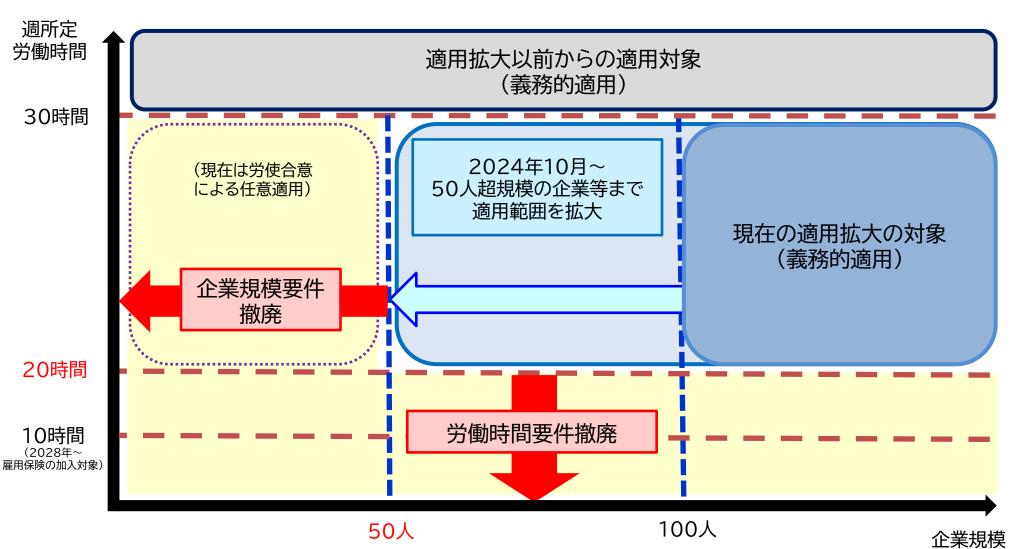
雇用形態、勤務先、労働時間、収入などにより被用者保険の適用有無が変わる現行制度は不合理である。 中立的な社会保険制度をめざし、すべての被用者に被用者保険を適用すべきである。

第3号被保険者制度廃止

働き方やライフスタイルが多様化する中で、配偶者の働き方などにより第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は、中立的な社会保険制度とはいえない。また、制度上の男女差はないものの、現状は第3号被保険者の大半を女性が占めていることから、女性のキャリア形成を阻害し、男女間賃金格差を生む原因の一つと考えられる。社会保険の原理原則や負担と給付の関係性も踏まえ、第3号被保険者制度は廃止すべきである。

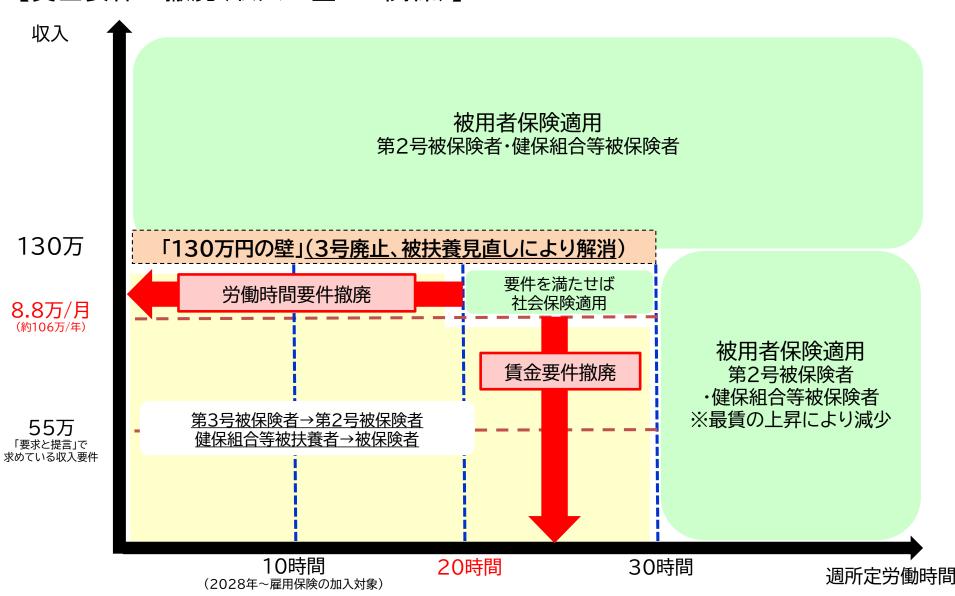


【企業規模要件、労働時間要件の撤廃】





【賃金要件の撤廃(収入の壁との関係)】





【個人事業所に関わる非適用業種、常時雇用する人数要件の撤廃】

業種	個人	事業主
未住	常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定17業種(注)	厚生年金保険·健康保険等 強制適用事業所	雇用人数要件
上記以外の業種(非適用業種) 例:農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業、 理美容業、娯楽業、警備業など	業種要件撤廃	撤廃

- (注)健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。
- ①物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ②土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業 ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 ⑧ 物の販売又は配給の事業 ⑨ 金融又は保険の事業
- ⑩物の保管又は賃貸の事業 ⑪媒介周旋の事業 ⑫集金、案内又は広告の事業 ⑬教育、研究又は調査の事業
- 孫病の治療、助産その他医療の事業通信又は報道の事業社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- ① 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業



【被用者保険の完全適用による影響】

主体	プラスの影響	マイナスの影響、残課題	課題解消に向けた視点
労働者	・年金や医療給付等の充実・壁の解消による労働参加の進展、男女間賃金格差の縮小等	・適用前と比較した場合の手取り 収入減少	・被用者保険適用によるメリット や社会保険制度の意義の周知
企業	・壁の解消による労働参加の進 展、労働力確保	・社会保険料負担の増加や事務 負担	・労務費を含む価格転嫁の推進・小規模・個人事業所への事務 負担軽減のための支援
年金財政・ 医療保険財政 など	・基礎年金の給付水準の引き上げ、それによる所得再分配機能 や防貧機能の強化	・被用者の加入・移動による協会けんぽや国保財政への影響	・無就業、無収入の健保等被扶 養者(世帯)が国保保険料を支 払う仕組みへの見直し
国	・国保の被保険者減少による国 庫負担減少	・基礎年金の給付水準の引き上 げによる国庫負担増加	
制度	・働き方や勤務先、労働時間や 賃金などによらない中立的な制 度の構築	・第1号被保険者の年金保険料と のバランス	・第1号被保険者とのアンバラン スは所得比例年金制度構築に より解消



3. 第3号被保険者制度廃止

【第3号被保険者制度の段階的廃止イメージ】





3. 第3号被保険者制度廃止

【当面の考え方】

- ▶ 将来的な廃止を明示する。
- 企業規模要件、労働時間要件、賃金要件の撤廃・引き下げを行う。
- ¦ ➤ 社会保険の被扶養基準を年間収入130万円未満(かつ被保険者の年間収入の2分の1未満)から、給 ! 与所得控除の給与所得控除の最低保障額(55万円)未満に見直す。
- ⇒第3号被保険者数(健康保険等被扶養配偶者)の減少

¦【第一段階】

- ¦▶ 新たに第3号被保険者になることができない制度とする。
- ¦▶ 5年程度の完全廃止までの期間を設けるとともに、既第3号被保険者は以下の制度とする。
 - ・第3号被保険者の配偶者に「『年収850万円未満』または『所得が655万5000円未満』である」との所得制限を設ける(遺族年金の生計維持要件と同様)。
 - ・第3号被保険者本人に「子ども(18歳の誕生日の属する年度末まで、または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある婚姻していない子どもに限る)を養育する親である」との要件を設ける(遺族基礎年金の受給要件と同様)。
 - ※要件を満たさない第3号被保険者は第1号被保険者となる。その際、世帯単位で見て低所得者への年金保険料の減免措置を設ける(現行の措置の拡充)。
 - ▶ 個人事業所に関わる要件、短時間労働者の適用に関わる企業規模要件、労働時間要件、賃金要件撤 廃により完全適用を実現する。同時に社会保険の被扶養者の収入基準を撤廃する。
 - ⇒第3号被保険者(健康保険等被扶養配偶者)の大幅な減少とともに、個人事業所勤務者、複数事業所勤務者、労働者性が認められるフリーランス等を含め、被用者はすべて被用者保険の適用となる。また、社会保険の被扶養者は無就業・無収入の親族のみとなる。



3. 第3号被保険者制度廃止

【第二段階】

- 第3号被保険者制度を完全廃止(被用者ではない第3号被保険者は第1号被保険者に区分)したうえで、 以下の制度とする。
 - ・過去に第3号被保険者期間があった受給者の年金は減額しない。
 - ・完全廃止時点で第3号被保険者である人、受給者ではないが過去に第3号被保険者であった期間がある人について、第3号被保険者としての加入期間にかかる将来の基礎年金は減額せず、受給資格期間にも含める。
 - ・20歳以上の健康保険等被扶養者(無就業・無収入の親族)は国民健康保険に加入する。
 - •育児期間中の社会保険料免除措置を拡大する。
 - ・無年金・低年金の人に対しては、生活手当(仮称)などの加算で対応する。

自営業者等の所得捕捉の仕組みの検討・構築

国庫負担割合の引き上げ(最低保障年金制度の財源確保)

所得比例年金·最低保障年金制度

4. 実現に向けたスケジュールのイメージ

2025年

2030年

2035年

短時間労働者の適用拡大

賃金要件撤廃

労働時間要件の(段階的)撤廃

個人事業所の適用拡大

(5人以上)解消

非適用業種

企業規模要件撤廃

5人未満への適用

複数事業所勤務者の適用

労働時間・賃金把握 の仕組みの構築

順次適用 ※完全適用までの期間

フリーランス等への適用

労働者性が認められる場合の着実な適用

第3号被保険者制度、 健保等被扶養の仕組み

・大幅な縮小(適用拡大) ・将来的な廃止を明示

3号の段階的廃止⇒完全廃止 (被扶養基準引き下げ、所得制限など)

健保等被扶養の仕組み見直し

その他

自営業者等の所得捕捉の仕組みの検討・構築

国庫負担割合の引き上げ、最低保障年金制度の財源の検討

完全適用実現

被用者間で

の中立的な制度実現

所得比例年金·最低保障年金制度



5. 実現後の財政イメージ

【現行(2024年度)】

【国民年金勘定】

自営業者、一部の短時間労働者、学生などの1号の保険料

※ 16,980円/月

【厚生年金勘定】

会社員や公務員などの2号の保険料

※ 標準報酬×18.3%(折半前)

国庫負担(各拠出金の1/2)

基礎年金拠出金(1号被保険者数分)

基礎年金拠出金(2号・3号被保険者数分)

基礎年金給付

基礎年金勘定

基礎年金勘定

年金給付例

【完全適用・3号制度廃止後】

【国民年金勘定】

自営業者、専業主婦(夫)、学生など の1号の保険料

> 1号だった被用者が2号に移動▼ 3号が1号に移動△

> > 【厚生年金勘定】

すべての被用者である2号の保険料

1号だった被用者が2号に移動△ 3号が1号に移動△ 国庫負担(各拠出金の1/2)

※ 将来的には引き上げるべき

基礎年金拠出金(1号被保険者数分)

基礎年金拠出金(2号被保険者数分)

基礎年金給付

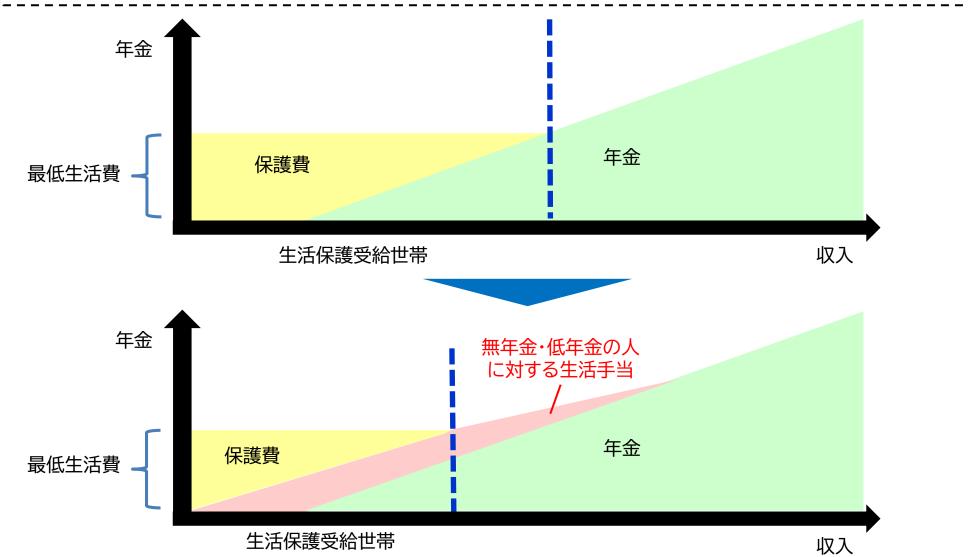
年報 給比付例

10

\mathcal{L}

6. 生活保護制度と生活手当(仮称)イメージ

- ╏▶ 生活保護は最低生活費から年金等の収入を差し引いた差額が保護費として支給される。
- 生活手当の支給は、年金のみで生活できる世帯を増やすことにつながる。





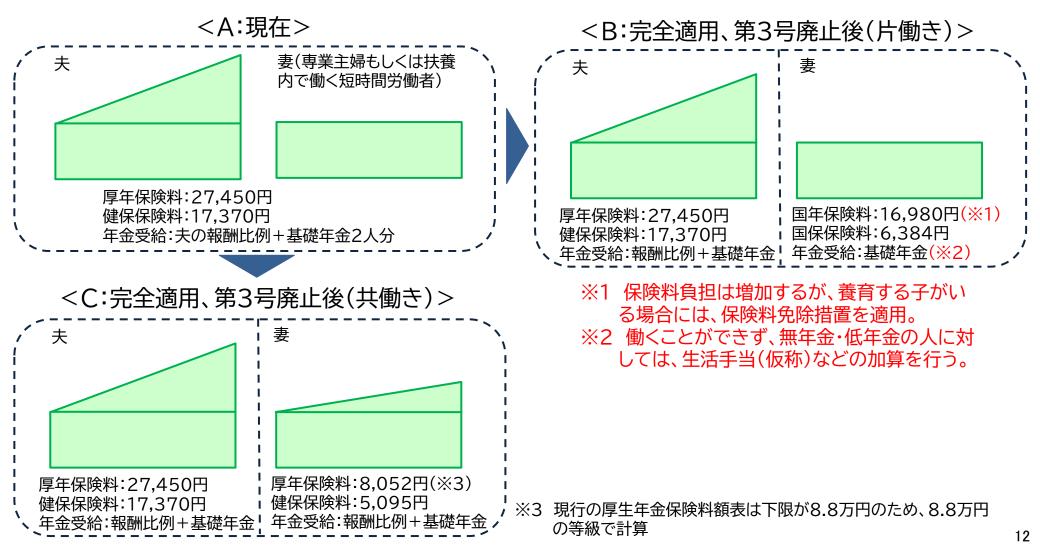
7. 実現後の負担と給付のイメージ

【試算前提】

A:夫(40歳代、フルタイム労働者、協会けんぽ加入、標準報酬月額30万円)、妻(40歳代の専業主婦もしくは扶養内で働く短時間労働者)

B:夫((1)と同じ)、妻(40歳代の専業主婦)

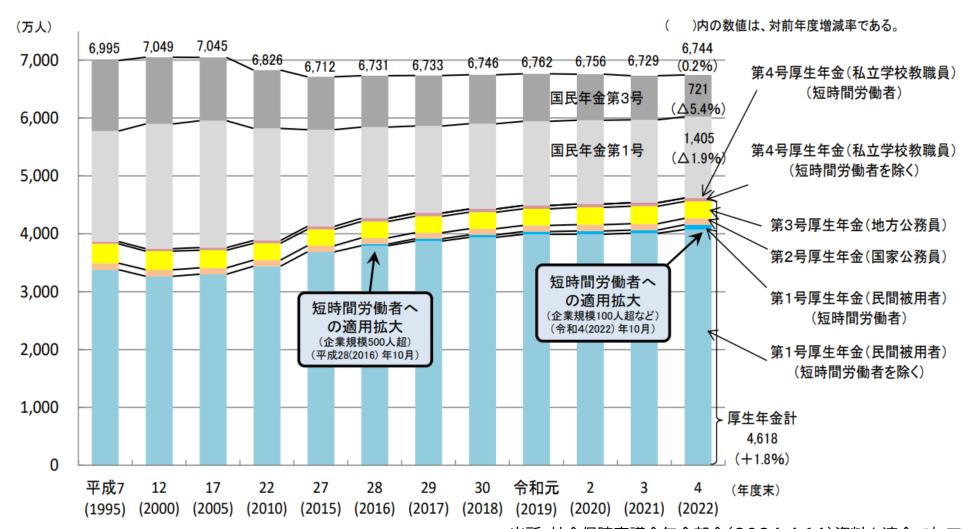
C:夫((1)と同じ)、妻(40歳代、週15時間の短時間労働者、協会けんぽ加入、標準報酬月額8.7万円)





【参考1】国民年金被保険者数

- ▶ 国民年金第3号被保険者は減少傾向だが2022年度末で721万人存在する。
- この間の被用者保険の適用拡大により国民年金第2号被保険者は増加している。

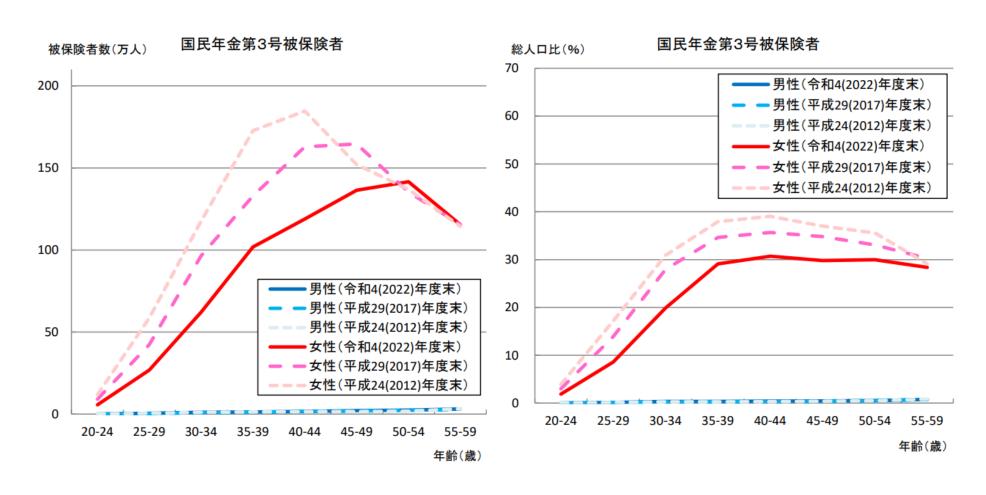


出所:社会保障審議会年金部会(2024.4.16)資料を連合で加工



【参考2】国民年金第3号被保険者の変化

- ▶ 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。
- ▶ 被保険者数を人口比でみると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。



出所:社会保障審議会年金部会(2024.4.16)資料を連合で加工



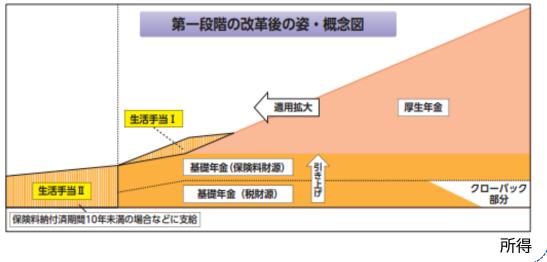
【参考3】所得比例年金制度創設までの取り組み

取り組み内容

【社会保障構想で掲げた第一段階の改革】

基礎年金の給付水準の改善に加えて、生活手当 I (低年金者への加算の充実)、生活手当 II (働く意思があるすべての者への支援)を創設し、生活保障機能を高める。

年金受給額



全労働者(曖昧な雇用で働く者を含む)への社会保険 の完全適用

第3号被保険者制度廃止

自営業者等の所得捕捉の 仕組みの確立

基礎年金の国庫負担割合 の引き上げ

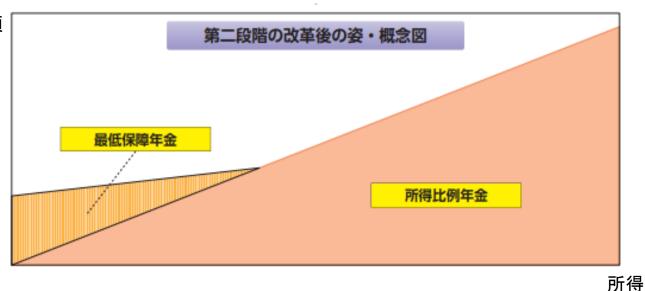
すべての者が加入する所得比例年金制度

出所:「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する連合としての検討の方向性(素案)」より再掲



【参考4】所得比例年金・最低保障年金制度

年金受給額



<概要>

○所得比例年金の一元化

フリーランス、自営業者等の所得比例年金を創設したうえで、自営業者等や無業・無収入を含むすべての者が同じ所得比例年金制度に加入する(第1号・第2号・第3号区分を廃止)。

- ○最低保障年金の創設 働く意思の有無によらずすべての者の所得保障を確立するため、最低保障年金を創設する。
- <効果>
- ○いわゆる「収入の壁」がなくなり、公平な制度となる。
- ○最低保障年金を創設することで、無年金・低年金対策となる。

協議・報告事項 2

「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方(案)」に対する 自治労の考え方(素案)について

連合は 2025 年年金制度改革にむけた社会保障審議会年金部会・医療保険部会における意見反映にむけて、「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」に対する産別ごとの組織討議を求めています。

このため、現段階における自治労の考え方(素案)(別紙・8/21 中執確認)を提起するとともに、下記の日程に基づき、これを豊富化しながら、自治労としての意見集約と連合への意見反映を行います。なお、組織討議の期間が非常に限られているため、自治労本部への意見提出は9月20日を締め切りとさせていただきます。

なお、下記の関連について、改めて発文でもご案内します。

記

1. 日程について

- ①8月21日(水):自治労中央執行委員会にて添付の素案を確認
- ②8月22日(木):連合の正式な討議案が決定
- ③9月6日(金): 県本部政策担当者会議(ウェブ開催)において 組織討議・意見集約の呼びかけ

④9月20日(金): 県本部からの意見集約の締め切り

- ⑤9月24日(火):2025年度第2回中央執行委員会にて自治労意見の確認
- (6) 9月27日(金):連合の意見集約締め切り
- ⑦9月30日(月):第1回県本部代表者会議

2. 意見フォーマット

添付の連合フォーマットに基づき、お願いします。

3. 集約期間

9月20日(金)

4. 集約のあり方

連合への提出期限が9月内とされているため、ご意見は県本部単位での提出をお 願いします。

5. 宛先

メールでの送付をお願いします。アドレスは以下のとおりです。 seisaku@jichiro.gr.jp

6. 問い合わせ

この件につきましては、本部総合政治政策局(担当:氷室、ヤロシュ)までご連絡ください。電話:03-3263-0274

以 上

自治労本部(素案)

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、 第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案) 意見集約フォーマット

第11回中央執行委員会(2024.8.22)で確認した、「【重点分野-2】働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方と組織討議について」にもとづき、各構成組織・地方連連合会において組織討議を実施いただき、ご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

◆基本情報

構成組織・ 地方連合会名	自治労本部
記入者(担当者)	
記入日	

◆内 容

テーマ	全被用者への被用者保険の完全適用
意見	自治労として社会保険の適用拡大については、すでに運動方針上も明記しており、今回の被用者保険の完全適用についても、基本的には賛成の立場。ただし、以下の懸念についての対応が必要。 ●被用者保険の完全適用については、事業所・被用者の理解が重要であるとともに、実務を担う日本年金機構の人員やシステムまで含めた体制整備が前提であることから、それに必要な周知・準備期間を設定すること。 ●現行の雇用保険の適用範囲(週所定労働時間 20 時間以上※、31 日以上の雇用見込み)への統一化が図られつつあることから、さらなる制度変更にあたっても、事業規模や年収要件についても徐々に引き下げるなど、段階的な措置を講じること。 ●「曖昧な雇用」で働く人への対応も必要。 ●とくに医療保険制度の観点からは、適用拡大により非就労者や退職高齢者の割合が増加し、保険料収入が減少する一方、保険給付費が高くなり財政を圧迫することが危惧される。こうした国保制度に与える影響についても十分かつ慎重な検討を行うこと。

テーマ	第3号被保険者制度廃止
意見	働き方などに中立的であり、就労形態に関わらず公平な負担、公平な保障を確保し、年金制度を充実させるという観点から、基本的には賛成の立場。ただし、以下の点についての対応が必要。 ●第3号被保険者の廃止については、年金保険料と国民健康保険料を合わせ、大きな負担となり、現在の被保険者の生活設計に多大な影響を与えることから、十分な期間をかけ段階的に進めるべき。 ●世帯全体の可処分所得が減少するため、とくに低所得者世帯、また病気等により「働きたくても働けなくなった人」への配慮は不可欠。

テーマ	その他
意見	●「全被用者への被用者保険の完全適用」「第3号被保険者廃止」については、大きな流れとして必要だが、それによる影響を慎重に検討すべき。とくに、「第3号被保険者廃止」は、該当する世帯においては、将来の給付増より、現在の負担増を問題視することとなり、大きな反感を招きかねない。このため、現加入者への不利益を排するとともに、就労困難な場合へのきめ細やかな対応を図りつつ、段階的な実施をふまえた縮小、将来的な廃止、であることを分かりやすく説明しなければならない。 ●いずれにしても、実務を担えるだけの人員・予算の確保は必須であり、システムも含めた業務運営体制の拡充も不可欠である。

<自治労県本部用>

<締め切り:9月20日>

<送信先: seisaku@jichiro.gr.jp 総合政治政策局まで>

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、 第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案) 意見集約フォーマット

第 11 回中央執行委員会 (2024.8.22) で確認した、「【重点分野 - 2】働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第 3 号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方と組織討議について」にもとづき、各構成組織・地方連連合会において組織討議を実施いただき、ご意見をご記入いただきますようお願いいたします。

◆基本情報

県本部名	
記入者(担当者)	
記入日	

◆内 容

テーマ	全被用者への被用者保険の完全適用
意見	
テーマ	第3号被保険者制度廃止
意見	

テーマ	その他
意見	

自治体 DX にかかわる職場課題の集約について

国は自治体の基幹業務システムについて、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリの中から、それぞれに適したものを選択することが可能となる環境を整備するとして、2025年度末(2026年3月末)までのシステム対応を求めています。これと並行し、法務省は2025年5月頃を目途に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度を開始するとしており、また一方では健康保険証とマイナンバーカードの一体化も進められるなど、自治体業務はDX化をめぐり極めて多くの対応を余儀なくされています。

このため、本部内に設置されている「自治体行政におけるデジタル・ガバメント 化対策委員会」として、2025 年度政府予算要請行動などと連動しながら、協力政 党、また関係省庁に対し、現場における課題、悩みなどを集約し、直接申し入れを 行う予定です。このため、添付の様式において、全国からの意見集約を行いますの で、積極的なご対応をお願いします。

なお、県本部政策担当者会議を経て、改めて発文において周知を行います。

記

- 意見フォーマット
 添付のとおり
- 2. 集約期間 10月31日(木)
- 3. 集約のあり方

日程的な限りもあることから、全単組集約とはせず、いくつかの単組を抽出して 行うことを基本とし、詳細な意見集約のあり方については各県本部の判断にお任せ します。そのうえで、できるだけ県本部ごとにまとめて一括しての送信をお願いし ます。

4. 宛先

メールでの送付をお願いします。アドレスは以下のとおりです。 seisaku@jichiro.gr.jp

5. 問い合わせ

この件につきましては、本部総合政治政策局(担当:氷室、ヤロシュ)までご連絡ください。電話:03-3263-0274

以上

自治体 DX にかかわる職場課題について意見集約フォーマット

国は自治体の基幹業務システムについて、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準を満たすアプリの中から、それぞれに適したものを選択することが可能となる環境を整備するとして、2025 年度末(2026 年 3 月末)までのシステム対応を求めています。これと並行し、法務省は 2025 年 5 月頃を目途に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度を開始するとしており、自治体業務は DX 化をめぐり多くの対応を余儀なくされています。このため、関係する政党、また省庁に対し、現場における課題、悩みなどを直接申し入れるため、全国からの意見集約を行います。以下のフォーマットに基づき、2024 年 10 月 31 日 (木)までに、ご意見をお寄せください。

4		
٦		

県本部名	
単組名	
ご記入者(担当者)	

◆要望

テーマ	基幹業務システムの統一・標準化について
	※情報担当部署としての意見
意見	
テーマ	基幹業務システムの統一・標準化について
	※個別システム上の課題
意見	

テーマ	戸籍振り仮名法制化における課題・問題点
意見	
テーマ	保険証・マイナンバーカードの一体化にまつわる課題
意見	
テーマ	その他、DX 化全般にかかわる職場課題やご意見などがあれば、自由 にご記入ください。
意見	